

基本方針の検討について

難病の患者の療養生活の環境整備に関する施策、
福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策等について

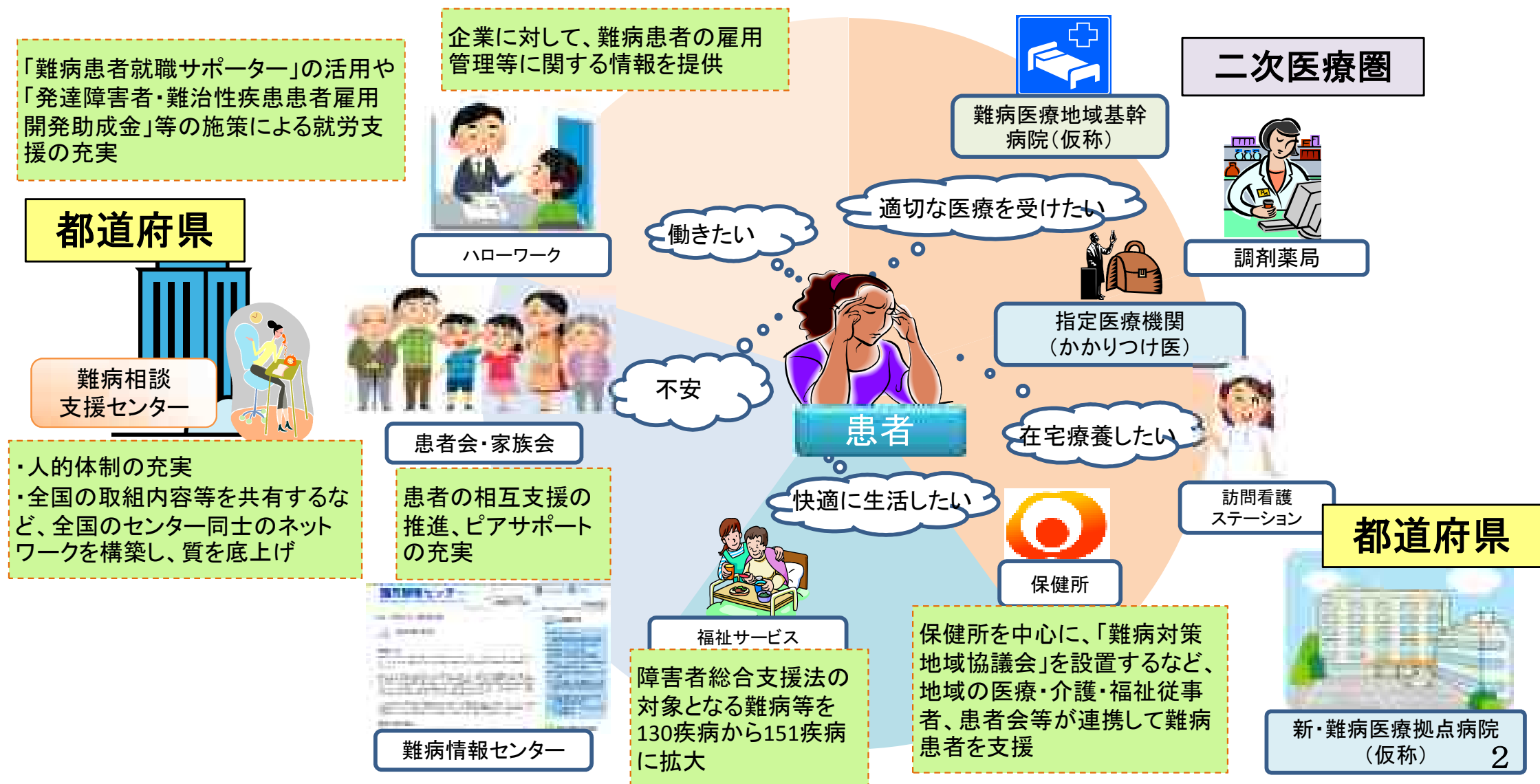
基本方針の検討の進め方(案)

- 2月
、
- 難病対策の改革に係る進捗状況について(報告)
 - 基本方針の各項目について関係者からのヒアリング及び議論(複数回)
- 【基本方針に定める事項】
- (1) 難病に係る医療等の推進の基本的な方向
 - (2) 難病に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - (3) 難病に係る医療に関する人材の養成に関する事項
 - (4) 難病に関する調査研究に関する事項
 - (5) 難病に係る医療のための医薬品及び医療機器に関する研究開発の推進に関する事項
 - (6) 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項
 - (7) 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項
 - (8) その他難病に係る医療等の推進に関する重要事項
- 基本方針に関する一定の整理
- (パブリックコメント)
- 夏
- 難病対策委員会として取りまとめ
 - 疾病対策部会へ報告
 - 告示

国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実(新たな難病患者を支える仕組み)

- 難病に関する普及啓発を推進、充実させる。
- 難病に関する相談体制の充実、難病相談支援センターなどの機能強化を図る。
- 障害福祉サービス等の対象疾患を拡大する。

- 「難病患者就職サポーター」や「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」等の施策により就労支援を充実させる。
- 「難病対策地域協議会」を設置するなどして、総合的かつ適切な支援を図る。



難病法に基づく療養生活環境整備事業について

○難病法において療養生活環境整備事業として位置づけているものは以下のとおり。

※従来より実施してきた事業であるが、新法に位置づけた

(1) 難病相談支援センター事業(平成27年度予算(案)約3.1億円)

- ・ 日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における支援対策を推進する。

(2) 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業(平成27年度予算(案)約0.1億円)

- ・ 難病の患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、都道府県等が、当該事業のカリキュラムに基づき特別研修を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業(平成27年度予算(案)約1.3億円)

- ・ 人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数(原則として1日につき3回)を超える訪問看護が行われた場合に必要な費用を交付する。

(参考)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)(抜粋)

(療養生活環境整備事業)

第二十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、療養生活環境整備事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 二 難病の患者に対する保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業
- 三 適切な医療の確保の観点から厚生労働省令で定める基準に照らして訪問看護(難病の患者に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この号において同じ。)を受けることが必要と認められる難病の患者につき、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護を行う事業

2～4 (略)

難病相談支援センターと保健所による難病患者の支援体制のイメージ図

- ピアサポート等の日常生活・療養生活に関する相談・支援
- 地域交流活動の促進
- 就労支援（ハローワーク等との連携）



患者

- 身近な社会資源を利用したきめ細かな在宅療養支援（新たな社会資源の開発を含む）
- 保健師等による訪問又は保健所での相談・指導、各種サービスの調整
- 就労支援窓口への紹介

〔都道府県〕

難病相談
支援センター

連携・紹介・支援要請

難病保健医療
専門員（仮称）等

保健所

市町村
保健・福祉部局

保健所

看護サービス
事業者

難病対策地域協議会
※地域の特性を把握し、難病患者に対する支援ネットワーク体制を整備する。

患者会・
家族会

介護・福祉サー
ビス事業者

医師会・
医師

難病患者地域支援対策推進事業の概要

○ 概要

患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関との連携の下に難病患者地域支援対策推進事業を行う。

○ 実施主体

都道府県、保健所設置市、特別区

○ 事業内容

地域の実情に応じて、患者等の身近な各種の施設や制度等の社会資源を有効に活用しながら、保健所を中心として次の事業を行う。

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの適切な提供に資する。

また、当該支援計画は、適宜、評価を行い、その改善を図る。

(2) 訪問相談事業

医療相談事業に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、患者等のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、保健師や看護師等を訪問相談員として派遣するとともに、訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行う。

(3) 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案の上、患者等の利用のし易さやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施する。

(4) 訪問指導(診療)事業

要支援難病患者やその家族に対して、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導(診療)班を構成し、訪問指導(診療)事業を実施する。

(平成27年度予算(案)約1.2億円)

難病に関する普及啓発について

難病に関する普及啓発を推進することは、難病患者が地域で尊厳を持って生きられる社会を実現する上において重要。

○難病情報センターを通じた普及啓発（平成27年度予算（案）約0.3億円）

概要：主に下記の情報を公開することにより、難病に関する普及啓発を図る。

・病気の解説

平成26年度難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象疾患である130疾患と、平成27年1月1日から医療費助成対象疾病の指定難病である110疾患について、厚生労働省研究班の協力により、一般向け、医療従事者向けに各疾患の解説、診断基準、治療指針、症例情報、各疾患毎のFAQ、研究班名簿を掲載。

また、研究症例分野の疾患についても、疾患概要や研究班名簿を掲載。

・国の難病対策

厚生労働省（国）の難病対策や関係通知、特定疾患治療研究事業の概要及び受給者証交付件数などについて掲載。

・平均アクセス件数

約260万件／月



▲難病情報センター 一般向け疾患解説▼
トップページ

○難病患者サポート事業を通じた普及啓発（平成27年度予算（案）約0.2億円）

・患者・患者家族の療養や生活上の不安、ストレスを解消するため、患者や患者団体等を対象とした支援事業を行い、難病患者支援策の充実を図る。

・普及啓発に関する取組みとしては、一般国民を対象とするシンポジウムの開催支援、患者・患者家族の療養経験をデータベース化支援をしており、疾患についての知識や理解等の普及啓発を図っている。



地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

社会・援護局障害保健福祉部資料

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となったが、法施行時には、新たな難病対策の結論が得られていなかったため、当面の措置として、障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲を「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法(平成27年1月1日施行)が成立したことに伴う指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」を設置(H26.8.27)して検討を行っている。
- 10月6日開催の第2回検討会において、障害者総合支援法の対象疾病の要件及び第1次疾病が取りまとめられた。

障害者総合支援法対象疾病検討会における検討スケジュール

H26.7

「障害者総合支援法対象疾病検討会」の立ち上げ

障害者部会

【第1回】

- 関係団体ヒアリング
 - ・ 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
 - ・ 認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク
- 検討の進め方 等

【第2回】

- 障害者総合支援法の対象となる難病等の考え方（要件等）
- 対象疾病（第1次実施分）

H26秋

第1次疾病（案）

障害者部会

政令改正

H27.1

第1次疾病の実施

【第3回～】

- 対象疾病（第2次実施分）

第2次疾病（案）

障害者部会

H27夏～秋目処

第2次疾病の実施

障害者総合支援法対象疾病検討会における検討結果

(1) 障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地より、障害者総合支援法の対象となる難病等要件等を検討。

※ 他の施策体系が樹立している疾病を除く

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

(2) 障害者総合支援法の対象となる疾病(別紙参照)

○ 第1次対象疾病 130疾病⇒151疾病に拡大

○ 従前の障害130疾病のうち、指定難病の対象外となる3疾病の取り扱い

スモン	<u>対象</u>	「発病の機構が明らか」であるが「長期の療養を必要とする」
劇症肝炎	<u>対象外</u> [※]	「長期の療養を必要としない」
重症急性膵炎		

※ ただし、経過措置を設け、すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は継続利用可能とする

○ 障害者総合支援法の対象疾病については、指定難病における「重症度分類等」は適用しない

※ 医療費助成の対象患者は、指定難病の患者であって症状の程度が重症度分類等で一定以上の者、もしくは高額な医療を継続することが必要な者となっている

※ 障害者総合支援法においては、現行の130疾病と同様、特定の疾病名に該当すれば、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けることが可能

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

（別紙）

社会・援護局障害保健福祉部資料

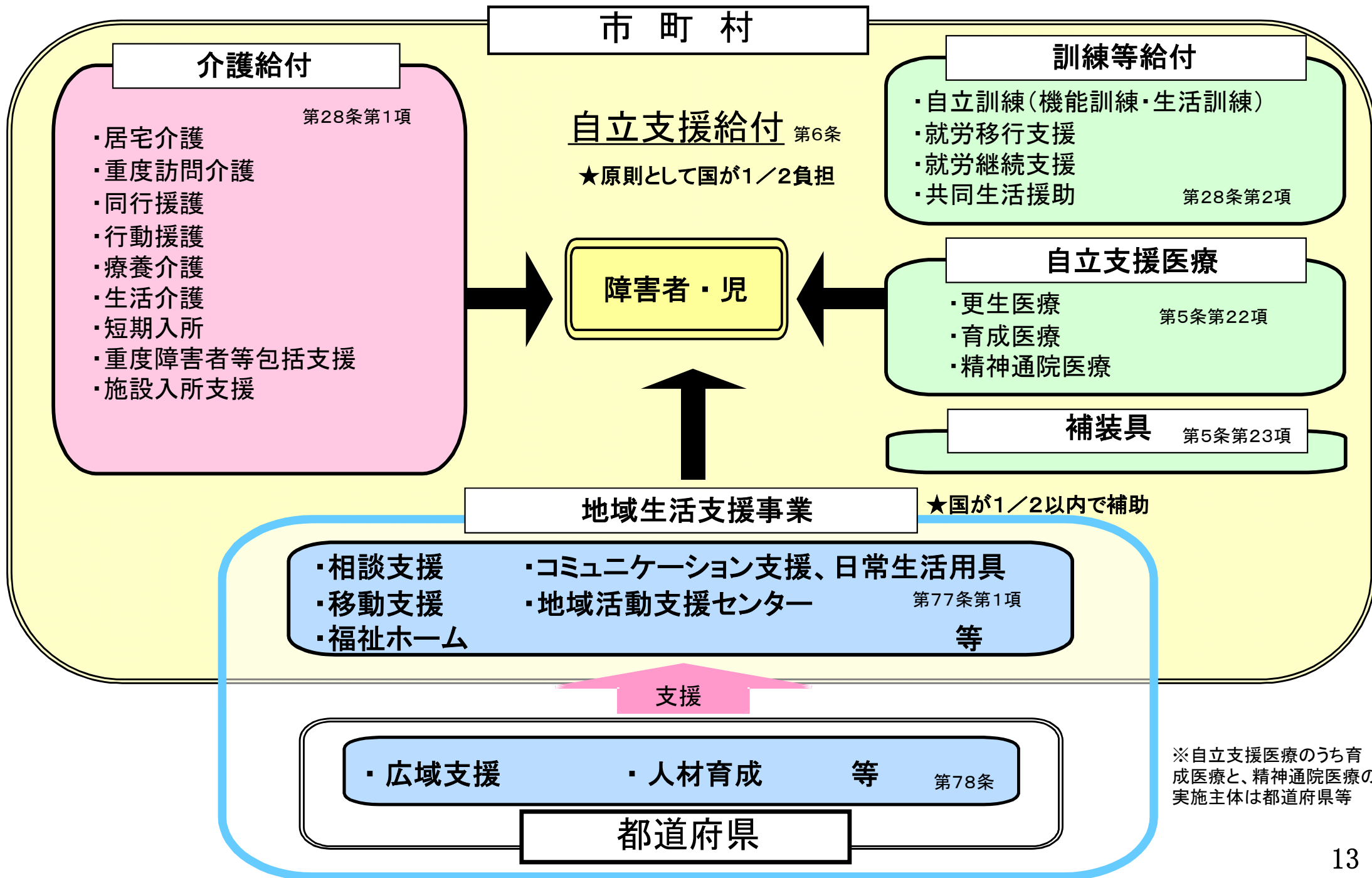
1	IgA腎症	39	顕微鏡的多発血管炎	77	正常圧水頭症	115	嚢胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	40	硬化性萎縮性苔癬	78	成人スチル病	116	パーキンソン病
3	アジソン病	41	好酸球性筋膜炎	79	成長ホルモン分泌亢進症	117	バージャー病
4	アミロイドーシス	42	好酸球性消化管疾患	80	脊髄空洞症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
5	ウルリッヒ病	43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	119	肺動脈性肺高血圧症
6	HTLV-1関連脊髄症	44	後縦靱帯骨化症	82	脊髄性筋萎縮症	120	肺胞低換気症候群
7	ADH分泌異常症	45	甲状腺ホルモン不応症	83	全身型若年性特発性関節炎	121	バッド・キアリ症候群
8	遠位型ミオパチー	46	拘束型心筋症	84	全身性エリテマトーデス	122	ハンチントン病
9	黄色靱帯骨化症	47	広範脊柱管狭窄症	85	先天性QT延長症候群	123	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	48	抗リン脂質抗体症候群	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	124	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	49	コステロ症候群	87	先天性筋無力症候群	125	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	50	骨髓異形成症候群	88	先天性副腎低形成症	126	非典型溶血性尿毒症症候群
13	肝外門脈閉塞症	51	骨髓線維症	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
14	関節リウマチ	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	90	大脳皮質基底核変性症	128	びまん性汎細気管支炎
15	肝内結石症	53	混合性結合組織病	91	高安動脈炎	129	肥満低換気症候群
16	偽性低アルドステロン症	54	再生不良性貧血	92	多系統萎縮症	130	表皮水疱症
17	偽性副甲状腺機能低下症	55	再発性多発軟骨炎	93	多発血管炎性肉芽腫症	131	フィッシャー症候群
18	球脊髄性筋萎縮症	56	サルコイドーシス	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	132	封入体筋炎
19	急速進行性糸球体腎炎	57	シェーグレン症候群	95	多発性嚢胞腎	133	ブラウ症候群
20	強皮症	58	CFC症候群	96	遅発性内リンパ水腫	134	プリオン病
21	巨細胞性動脈炎	59	色素性乾皮症	97	チャージ症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	98	中毒性表皮壊死症	136	バスレムミオパチー
23	ギラン・バレー症候群	61	自己免疫性肝炎	99	腸管神経節細胞僅少症	137	ベーチェット病
24	筋萎縮性側索硬化症	62	自己免疫性溶血性貧血	100	TSH受容体異常症	138	ペルオキシソーム病
25	クッシング病	63	視神経症	101	TSH分泌亢進症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
26	クリオピリン関連周期熱症候群	64	若年性肺気腫	102	TNF受容体関連周期性症候群	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
27	グルココルチコイド抵抗症	65	シャルコー・マリー・トゥース病	103	天疱瘡	141	慢性血栓性肺高血圧症
28	クロウ・深瀬症候群	66	重症筋無力症	104	特発性拡張型心筋症	142	慢性膀胱炎
29	クローン病	67	シュワルツ・ヤンベル症候群	105	特発性間質性肺炎	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	結節性硬化症	68	神経性過食症	106	特発性基底核石灰化症	144	ミトコンドリア病
31	結節性多発動脈炎	69	神経性食欲不振症	107	特発性血小板減少性紫斑病	145	メニエール病
32	血栓性血小板減少性紫斑病	70	神経線維腫症	108	特発性血栓症	146	網膜色素変性症
33	原発性アルドステロン症	71	神経有棘赤血球症	109	特発性大腿骨頭壊死症	147	もやもや病
34	原発性硬化性胆管炎	72	進行性核上性麻痺	110	特発性門脈圧亢進症	148	ライソゾーム病
35	原発性高脂血症	73	進行性骨化性線維形成異常症	111	特発性両側性感音難聴	149	ランゲルハンス細胞組織球症
36	原発性側索硬化症	74	進行性多巣性白質脳症	112	突発性難聴	150	リンパ脈管筋腫症
37	原発性胆汁性肝硬変	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	113	難治性ネフローゼ症候群	151	ルビシシュタイン・テイビ症候群
38	原発性免疫不全症候群	76	スモン	114	膿疱性乾癬		

：新たに対象となる疾病

白抜き：対象に変更はないが
疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膀胱炎」については平成27年1月以降は対象外となりますが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系1

サービス名			利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	145,522	17,987
	重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う	9,524	6,181
	同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	20,611	5,449
	行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	7,454	1,301
	重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	37	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	34,163	3,679
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	19,267	239
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	250,673	8,336
	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	132,816	2,627
施設系	共同生活援助(グループホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	88,172	8,277
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,546	181
	自立訓練(生活訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,806	1,191
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	26,970	2,478
	就労継続支援(A型＝雇成型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	35,705	1,999
	就労継続支援(B型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	178,395	8,416

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

2. 利用者数及び施設・事業所数は平成26年2月現在の国保連データ。(共同生活援助は旧ケアホームと旧グループホームの数値を合算したもの)

障害福祉サービス等の体系2

サービス名			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	65,328	2,623
	医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	2,672	103
	放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	70,955	4,132
	保育所等訪問支援 児	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	1,288	258
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,908	189
	医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,074	182
相談支援系	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	47,233	3,954
	障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	7,125	1,270
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	503	281
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。	1,730	349

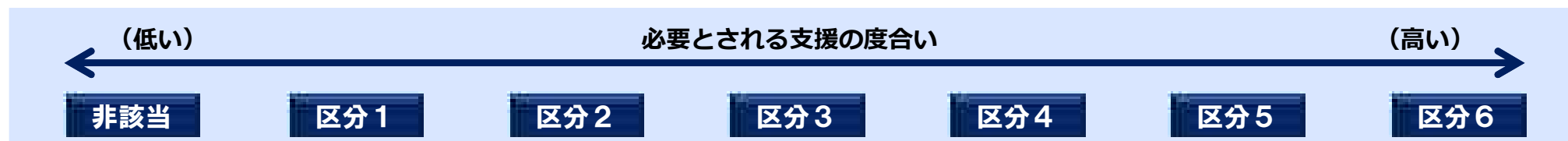
その他の給付

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成26年2月現在の国保連データ。

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

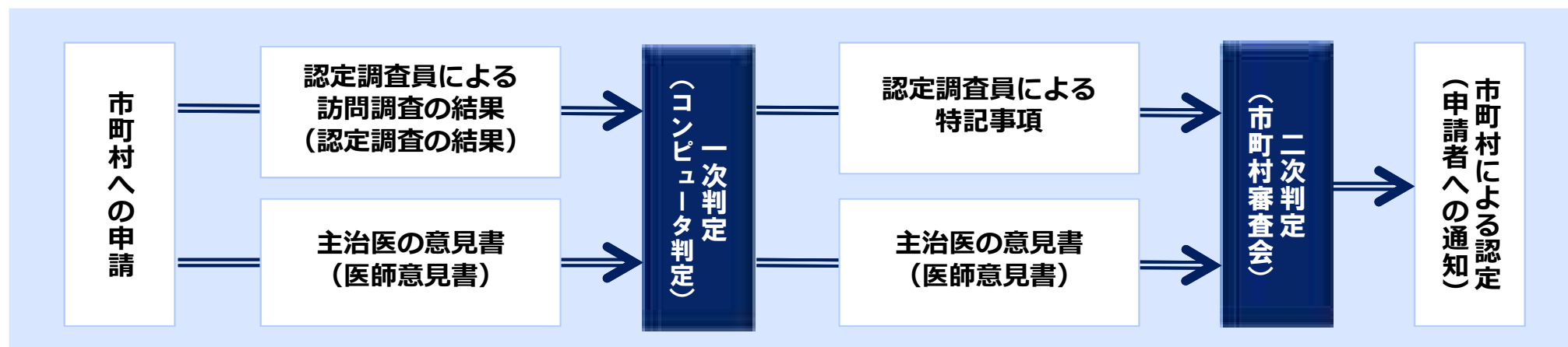
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



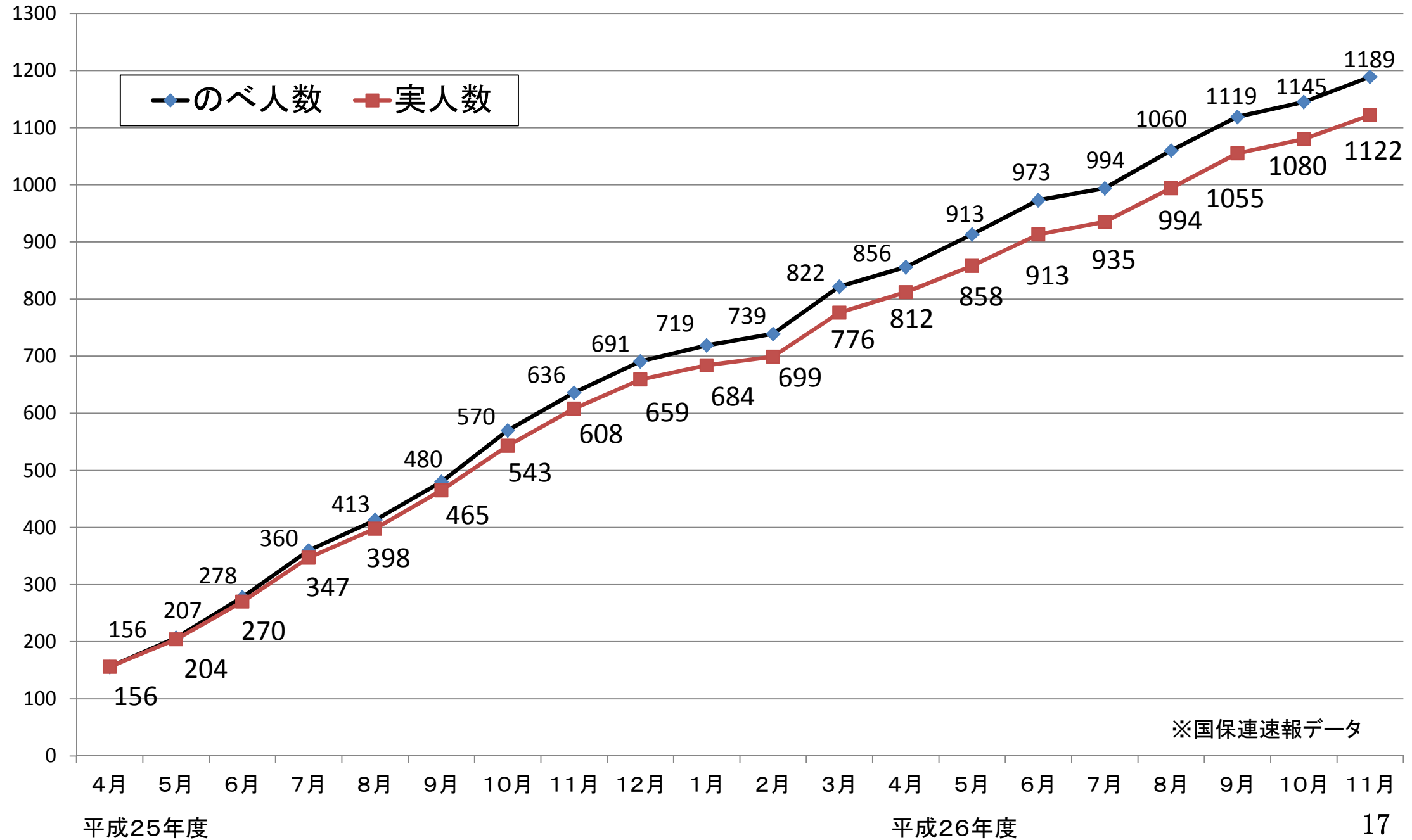
③ 市町村審査会による二次判定結果（平成26年4月～9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
18件	1,896件	14,287件	15,884件	13,973件	11,508件	16,908件	74,474件
0.0%	2.5%	19.2%	21.3%	18.8%	15.5%	22.7%	100.0%

難病患者等の障害福祉サービス利用状況の推移 (平成25年4月以降)

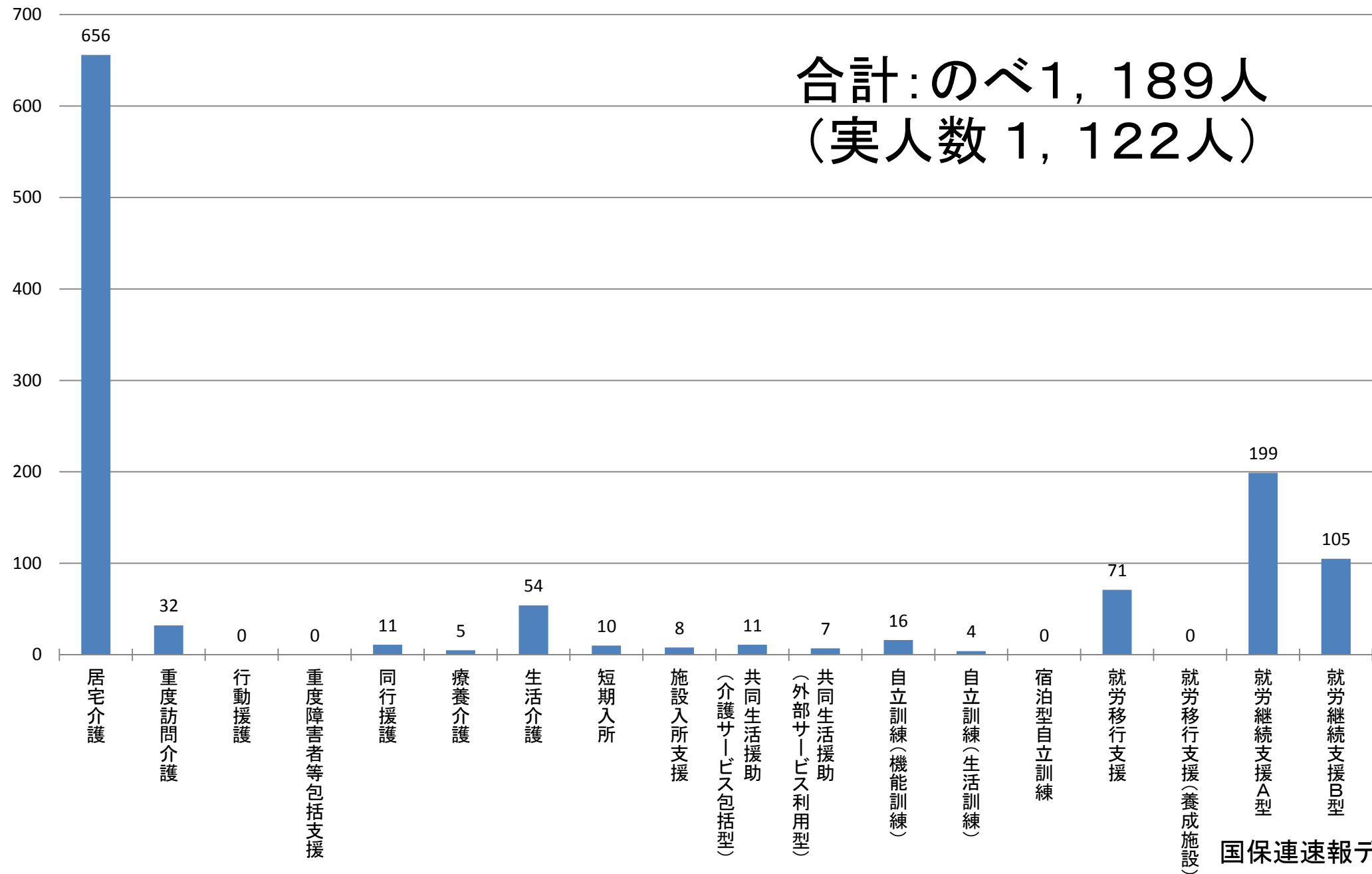
社会・援護局障害保健福祉部資料

(人)



難病患者等の障害福祉サービス利用状況 (平成26年11月)

合計: のべ1,189人
(実人数 1,122人)



難病患者に対する雇用支援策

◎難病患者を対象とした支援施策

(1) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

難病患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

※ 平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。平成25年度に両奨励金を統合

(2) 難病患者就職サポーターの配置

(平成25年度から実施)

ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

(平成26年度 15局で実施)

(3) 難病患者の雇用管理に関する情報提供の実施

(平成19年度から実施)

「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究」(平成21～22年度)の研究成果を踏まえ、難病のある人の就労の現状等に関するリーフレットを作成するなど、難病患者の雇用管理に関するガイドライン、リーフレットを作成し、情報提供を行う。

※ (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構交付金

◎難病患者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用(トライアル雇用＝原則3か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進める。

(3) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。

(平成27年1月現在:325か所)

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人※¹を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業1年6か月)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※²

※¹ 診断基準が明確であり、原因不明・治療方法未確立・生活面で長期にわたる支障がある等に該当する疾患のある者(医療費助成の対象疾患等を基に設定(平成27年～))

※² 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

難病相談・支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国15人
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 活動日数 : 月10日勤務
 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等

難病相談・支援センター

難病相談・支援員等による支援

- ・治療・生活等に係る相談、助言・指導

難病相談・支援センターにおける出張相談等

- ・難病患者に対する出張相談
- ・対象者のハローワークへの誘導
- ・難病相談・支援員等への情報提供

ハローワーク 専門援助部門

難病患者に対する支援

- ・相談（適性、職域の分析等）
- ・専門支援機関への誘導
- ・面接・同行
- ・就職後のフォロー

事業主等に対する理解促進

- ・事業主に対する啓発
- ・求人開拓
- ・支援制度に関する情報提供

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談・支援センター等との連絡調整
- ・連絡協議会の開催

難病患者就職サポーター

出張

連携

連携

難病患者

- 就労を希望する者
- 在職中に難病を発症した者

各専門支援機関

地域障害者
職業センター障害者就業・生活支援セ
ンター

医療機関

保健所

等

ハローワーク各部門

職業紹介担当

求人担当

職業訓練担当

等

障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

安定局雇用開発部資料

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、
**ハローワーク職員（主査）と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを
結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）**

就職を希望している
福祉施設利用者等



就職に向けた取り組み

就職

企業

職場定着
職業生活の
安定

障害者就労支援チーム

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター（※1）
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校

その他の就労支援者

- ジョブコーチ
- 相談支援事業所
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関（※2）等

就労支援・生活支援

職場定着支援・就業生活支援

就労支援計画の作成

チーム構成員が連携
して支援を実施

フォローアップ

【25年度実績】

支援対象者数	22,943人
就職者数	12,673人
就職率	55.2%

（※1）可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

（※2）支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

「チーム支援」の実績

- 障害者自立支援法が施行した平成18年度からモデル事業(10所)として開始。
平成19年度から全国実施し、**年々支援対象者が増加するとともに、高い就職率を維持。**
- 知的障害者や精神障害者の利用割合が高く(全体の約85%)、**障害特性に応じたきめ細かな支援を実施。**

＜チーム支援の実施状況＞

	支 援 対 象 者	就 職 件 数	就 職 率
平成20年度	10,442人	5,202人	49.8%
平成21年度	13,801人	6,354人	46.0%
平成22年度	16,923人	8,639人	51.0%
平成23年度	19,082人	9,899人	51.9%
平成24年度	21,635人	10,636人	49.2%
平成25年度	22,943人	12,673人	55.2%

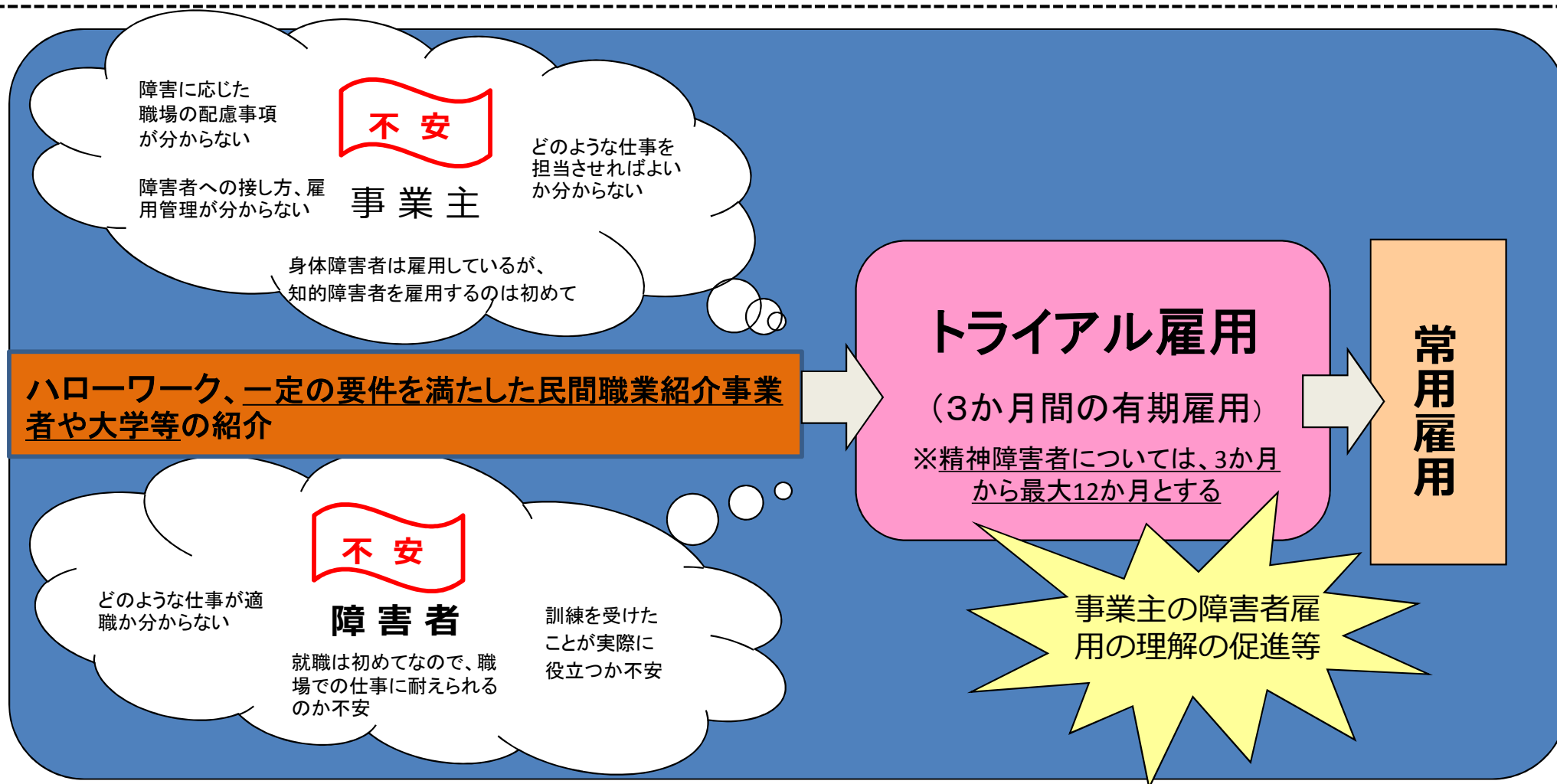
＜チーム支援の障害種別の実施状況（平成25年度）＞

	支 援 対 象 者（ 構 成 比 ）	就 職 件 数（ 構 成 比 ）
身体障害者	2,639人(11.5%)	1,465人(11.6%)
知的障害者	10,549人(46.0%)	6,154人(48.6%)
精神障害者	8,923人(38.9%)	4,660人(36.8%)
その他(*)	832人(3.6%)	394人(3.1%)

「トライアル雇用」による障害者雇用の推進 ～障害者トライアル雇用事業～

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。

また、事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額4万円、最大3ヶ月）を支給し、その取組を促進しています。

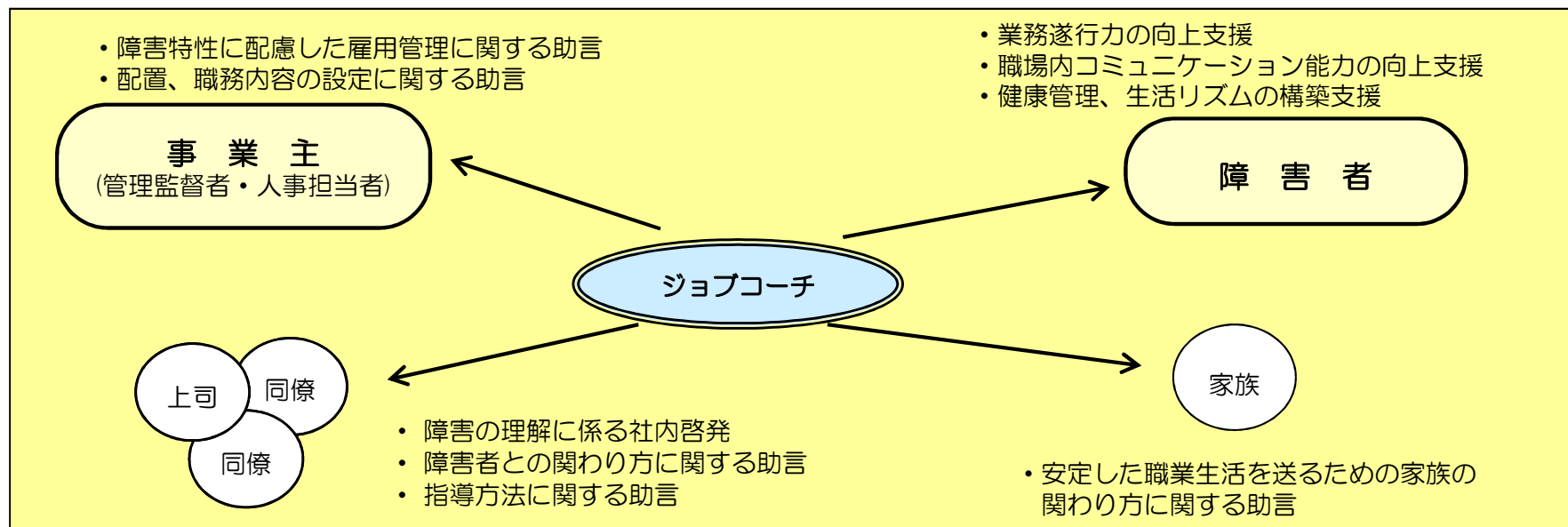


※ 下線部が変更点

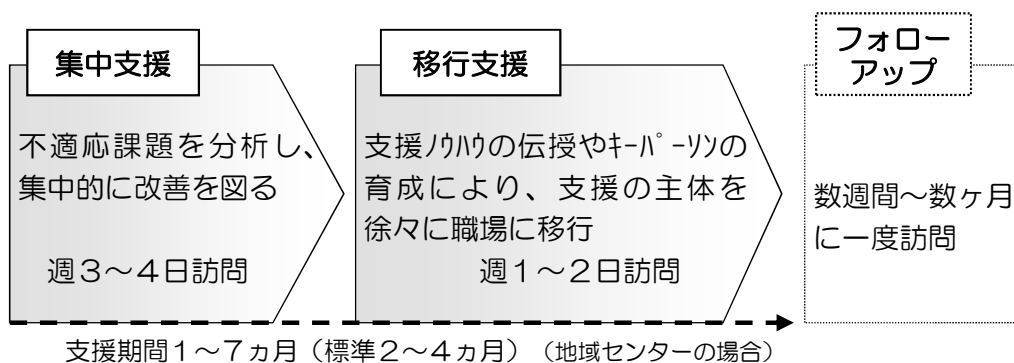
障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、

- ・ 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



◎ジョブコーチ配置数(26年4月1日現在)

計1,236人	地域センターのジョブコーチ	312人第1号
	号ジョブコーチ（福祉施設型）	744人第2号
	ジョブコーチ（事業所型）	180人

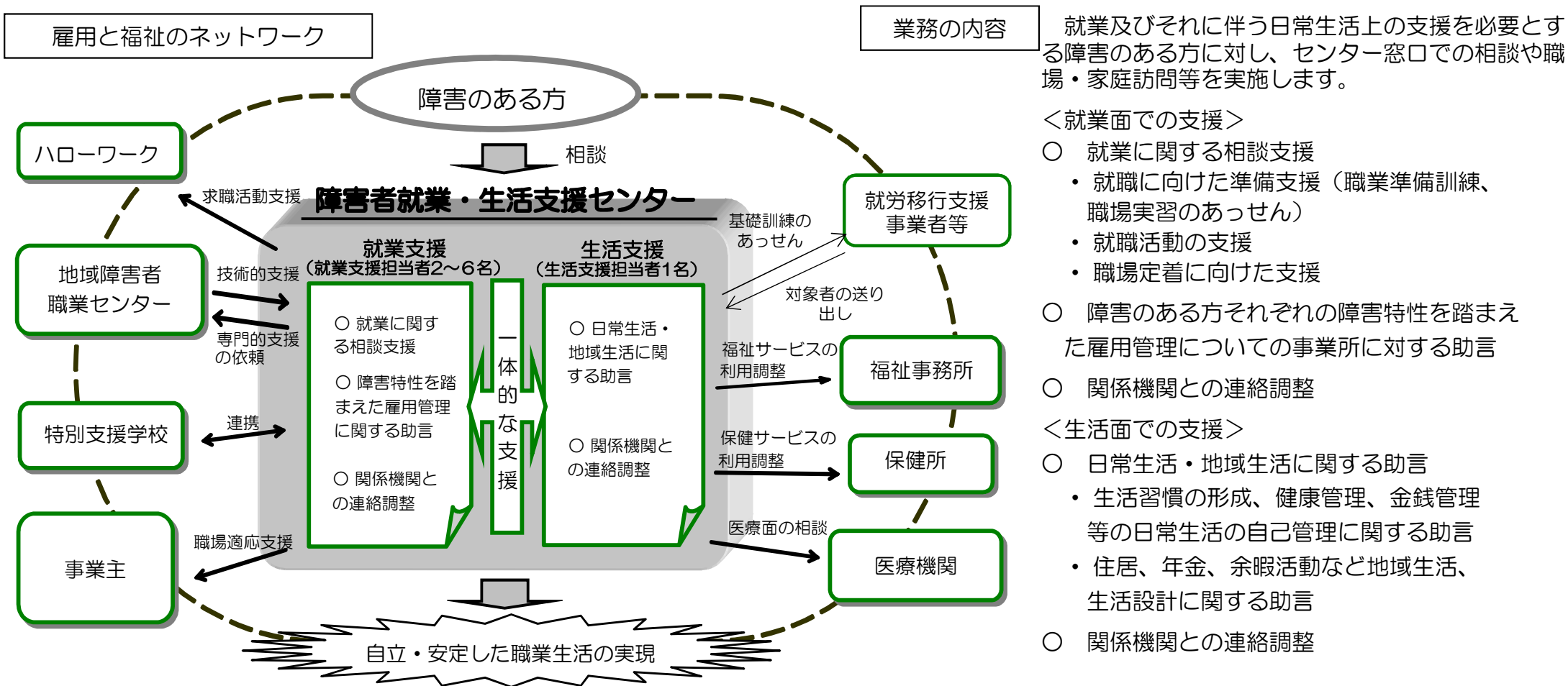
◎支援実績(25年度、地域センター)

支援対象者数 3,749人
 職場定着率(支援終了後6ヶ月) 88.2%

(支援終了後6カ月:24年10月～25年9月までの支援修了者の実績)

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う 「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

21センター（14年5月事業開始時）→ 325センター（27年1月現在）

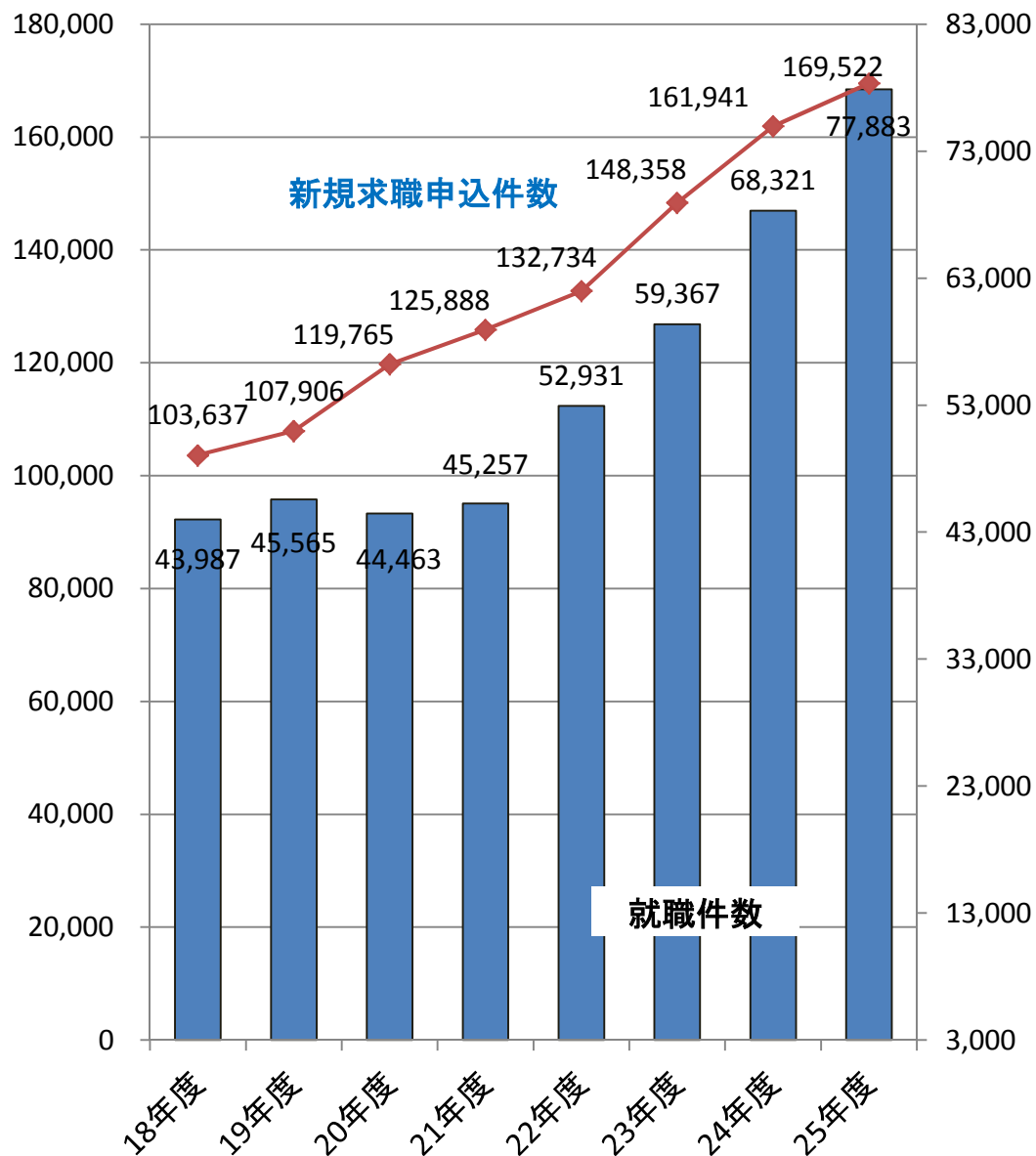


【25年度実績】 対象者数 125,286人
就職件数 17,408件 就職率 75%

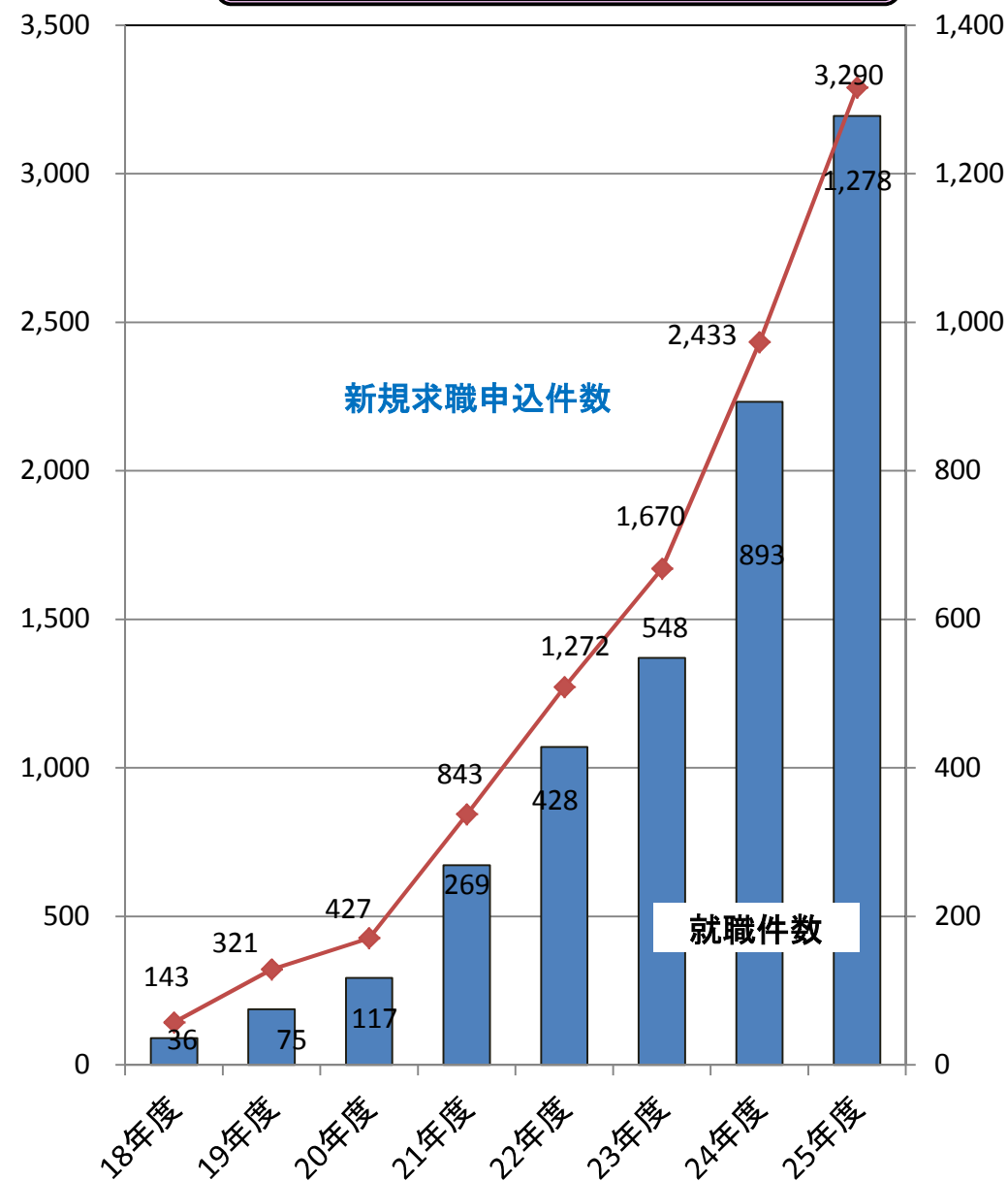
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

安定局雇用開発部資料

障害者計



うち難病患者(※)



※ 障害者手帳を所持していない難治性疾患患者に係る職業紹介状況である。